

24水管第1697号

平成24年11月8日

水産政策審議会

会長 山下東子 殿

農林水産大臣 郡司 彰

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問
第225号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成25年4月1日から平成27年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(説 明)

小型捕鯨業の許可の有効期限は、平成25年3月31日に満了することになっており、引き続き許可を継続する必要がある。

そのため、別紙公示案のとおり当該漁業の許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

実 績 船 9 隻

○農林水産省告示第

号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月 日

農林水産大臣 郡司 彰

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

総トン数		隻数
旧トン数	新トン数	
四十八トン未満のもの	四十トン未満のもの	九

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年十二月 日から平成二十五年三月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。
- 2 この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。
 - 一 毎日、鯨の捕獲頭数を農林水産大臣に報告しなければならない。
 - 二 農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要があると認めて水域ごとにミンク鯨又は歯鯨（まっこう鯨を除く。）の捕獲の停止期間を定めた場合には、当該期間内において捕獲してはならない。
 - 三 ミンク鯨については、農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため捕獲を停止してお

く必要がないと認め、捕獲の停止を解除する日を定めて通知するまでは、これを捕獲してはならない。